

岩手県告示第335号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護又は介護予防の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年4月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 小規模多機能型居宅介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
花巻農業協同組合	花巻市野田316番地1	J Aいわて花巻小規模多機能ホームえんで	北上市飯豊22地割45番地1	平成28年7月4日

2 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社 e n c o r e	八幡平市大更第36地割5番地80	松川の家	八幡平市大更第1地割13番地1	平成28年4月1日

3 介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
花巻農業協同組合	花巻市野田316番地1	J Aいわて花巻小規模多機能ホームえんで	北上市飯豊22地割45番地1	平成28年7月4日